

京都大学	博士(文学)	氏名	辻 正 博			
論文題目	唐宋時代刑罰制度の研究					
(論文内容の要旨)						
<p>本研究は、唐宋時代の刑罰制度のうち、特に追放刑（犯罪者を僻遠の地に強制的に移動させる刑罰）と労役刑に焦点を絞って考察を加え、その特質を解明することを目的としている。</p>						
<p>唐宋時代の刑罰制度は、北朝に直接的な淵源を有し唐初に完成を見た「唐律」を根幹としている。笞・杖・徒・流・死の「五刑」を主刑とする唐律の刑罰体系は、その後、明清律に至るまで大きな影響を持ち続けた。本研究が唐律を考察対象とした理由の一つは、前近代中国の法制において唐律が極めて重要な位置を占めたからに他ならない。また、一般に「律」と「礼」とは表裏一体の関係にあり、礼の規範を逸脱した行為を律によって裁くと言われるが、礼と律とが本来、独立して成立・発展してきたこともよく知られた事実である。両者はいつ、どのようにして邂逅し、密接不可分の関係を結ぶに至ったのか。本研究ではこの問題について、流刑の成立を切り口として考察を進めている。</p>						
<p>全体の構成は、前篇を「唐代流刑考」と題して3章、後篇を「宋代編配考」と題して4章、附篇として2本の論考が配されている。</p>						
<p>前篇では、唐律の流刑を主たる課題として、その淵源、制度的特徴、理念と現実との乖離という観点から考察が加えられている。前篇の独自性は、流刑の成立を儒教理念との関係から歴史的に位置づけたところにあり、律の理念と現実との乖離という観点から流刑制度の崩壊を跡づけた点は、本研究の最も重要な論点である。</p>						
<p>第一章「流刑の淵源と理念」では、唐律の流刑に先行して見られる「強制移動を伴う刑罰」のうち、秦・漢初の遷刑、漢・魏晋南朝の「徙遷刑」、北朝から唐律の流刑について、強制移動がそれぞれの刑罰においていかなる意味を有したかについて考察し、それらを唐律の流刑の淵源と見なしうるか否かについて検討が加えられている。結論として、唐律の流刑は、鮮卑族の建てた北魏王朝の流刑に淵源を有すること、北魏の流刑は実際には「徙辺刑」として行われていたこと、流刑を死刑に次ぐ重刑として中華王朝の刑罰体系に位置づけるには儒教經典の力が不可欠であったこと、北周から隋唐にかけて、經書の記述に範を取りつつ刑罰制度の整備が進められていったこと等が指摘されている。</p>						
<p>第二章「唐律の流刑制度」では、『唐令拾遺』『唐令拾遺補』に集成された從来からの史料に加えて、近年公開された「明鈔本天聖令」所収の条文を参照して、唐律の流刑制度について詳しく論じている。地方における流刑案件の処理とその執行過程を制</p>						

度的に解明した上で隋制との比較をし、唐制では流人を州に留め置いて関係書類のみ都に送るのに対して、隋制では流人を都まで護送した可能性が高いこと、流刑の距離の起点は京師であることなど、新たな知見を加えている。

第三章「流刑の理念と現実」では、唐律に規定された流刑の理念と現実の刑罰執行とのあいだに横たわる乖離について考察を加えている。強制移動の距離に基づく流刑の等級は、刑の執行段階において唐初より棚上げにされており、流人は特定の辺境州に配流されていたこと、唐前期から恩赦により流人を郷里に帰還させ、後期には流刑は6年を刑期とする有期刑となるなど、律の規定に背反する措置がとられたこと、その背景には当時の大きな社会変動に伴って人々が自由な移動を希求したことが考えられること等の諸点が、結論として示されている。

後篇では、宋代における追放刑と労役刑の展開について考察が加えられている。

第四章「北宋時代の「配隸」」では、『宋史』刑法志を題材として、宋代の法制史料に頻見する「配隸」の語が指し示す刑罰内容について検討が加えられている。宋代になって新たに登場した刑罰は、従来、一括して「配隸」と理解されてきたが、実はこの語は、折杖法により流刑を読み替えて執行される「配役」、皇帝の特恩により「減死一等の刑」として執行される「配流」、罪人を雜役部隊に編入して労役に服させる「配軍」の、三種の刑罰を総称したものである。唐代では「國家の機関に隸属する」というかなり広い意味をもった「配隸」の語が、宋代になって配流・配軍・配役の三つの刑罰を包括した呼称となったのは、おそらく服役に際して罪人が官庁、軍隊など何らかの国家機関に隸属していたからだという。最後に、宋代の追放刑と労役刑に関する研究においてこれら三つの刑罰を峻別することの重要性が指摘され、続く二つの章において「配隸」に含まれるそれぞれの刑罰について検討が加えられることになる。

第五章「宋代の流刑と配役」では、配役が実際に執行されていたことを確認した上で、執行の実態について詳細な検討がなされている。通説では、編配（配流・配軍と編管の総称）を宋代における最も普通の刑罰と見なしたために、配役はほとんど執行されなかつたと理解してきたが、事実は逆で、流刑を折杖法で読み替え杖打と配役として執行するのが通常であったこと、配役の執行は「廂軍」と呼ばれる雜役部隊に編入して行われ、宋代においてはこれが労役の一般的形態であったことが明らかにされている。

第六章「宋代の配流刑と配軍刑」では、これまで制度史的な研究が皆無に近かつた配流刑と配軍刑が取り上げられている。宋代の流刑は、折杖法により追放刑的な要素を失い、その結果、刑罰の輕重の点で死刑との格差が極めて大きくなっていた。そのギャップを埋めるべく、新たな「減死一等の刑」として設けられたのが配流刑と配軍刑である。これらが法定刑として宋朝の刑罰体系の上に定着してゆく過程を跡づけ、また、本来は別々の淵源をもつ両者が「刺配刑（入れ墨をされて配流・配軍される）」として一本化され序列づけられてゆくさまが丹念に跡づけられている。

第七章「宋代の編管理制度」では、宋代史料に頻見するにもかかわらず、この時代に特有の刑罰であるが故に、これまで本格的な研究のなかった「編管」について、詳細な検討が加えられている。編管を「簿籍に附けて罪人を監督・管理する」刑罰と定義した上で、従来曖昧なままに理解されてきた制度の根幹に関わる諸点、例えば適用対象は士人に限らない、流謫は編管の本質ではない、居作を伴わない、刑期は6年など、が明らかにされている。

前後篇を通じて得られた結論に基づき、唐宋時代の刑罰制度における追放刑と労役刑の展開において重要な点をまとめれば、以下の二点に集約できよう。

第一に、流刑は経書に基づく刑罰であり、それゆえ現実には理念のとおりに行うことは難しく、流刑の理念と現実の刑罰執行との間には大きな乖離が生じ、最終的には実施不可能な状態に陥ってしまった。

第二に、にもかかわらず「減死一等の刑」として律外に新たに刑罰を創設するとき、為政者の念頭に大きな存在として浮かぶのは「流刑」である。刺配刑が多様化していく過程で、追放刑の要素が導入され、強制移動の距離に基づき序列化されたのも、律の流刑の存在が大きな影響を与えている。

なお、附篇論文のうち、第一「唐代貶官考」は、唐代の官吏に対する左遷処分のうち、地方官への左遷（貶官）について、正史および『資治通鑑』から事例を網羅的に収集することによって基礎データを作成したものである。それをもとに、唐朝の地方統治のあり方について、地方官の位置づけを中心に時代による変遷を踏まえて解説している。

また附篇第二「天聖獄官令と宋初の司法制度」は、2006年11月に公開された「天一閣蔵明鈔本天聖令」のうち、司法制度に関わる獄官令の諸条文を材料として、天聖令条文の成り立ちについて考察を行ったものである。その結果、唐令のうち実用可能な部分については必要最低限の手直しを加え、また、死文と化している部分についても削除せずにそのまま残す、という天聖令編纂の基本方針があったこと、そして新発見の獄官令条文についてもこの基本方針に合っていることを確認する。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は中国唐宋時代の刑罰制度のなかでも、犯罪者を僻遠の地に強制的に移住させる刑罪、すなわち流刑に焦点を当てて考察したものである。あわせて徒刑すなわち労役刑についても考察されるが、これもあくまで流刑と関係する限りでの言及にとどまる。この意味で本論文は端的に言って、中国唐宋流刑制度史であると言ってよい。

何故、論者が唐宋時代の流刑制度を中心に研究することになったかと言えば、主に三つの要因を挙げることができよう。第一には罪人に科せられる「五刑」すなわち笞・杖・徒・流・死という五等級の刑罰は、唐初に「唐律」において定められて以後、これが清末まで大きな影響を及ぼすという重要性をもつことになるからである。第二には、しかしながらこの「五刑」のうちで流刑は、秦漢時代にまで遡るならばそのものとしてこれに該当する刑罰がなく、その意味で新しい刑罰であるからである。そして第三には、中国史の中で唐代から宋代にかけては一大変革期に当たっており、刑罰制度も大きく変化し、なかでも流刑については複雑な変遷をとげたにもかかわらず、従来の研究ではこれを詳細に跡づけたものがなかったからであった。本研究は秦漢時代から唐代に至るまで、流刑をも含む追放刑というべきものがどのような変遷をたどったのか丹念に跡づけ、また流刑は唐一代の中でどのような原因でまたどのような変化を見せたのか明確に示し、さらに宋代の追放刑や流刑である配役、配流、配軍、編管がどのように生み出されそれぞれどこが違うのか、詳細に論じている。宋代におけるこれら追放刑や流刑について、詳細に論じたこと自体、本論文が初めてであるといつてよい。

中国史全体を覆う刑罰制度史の全体に即して言うなら、現在のところ睡虎地秦簡および張家山漢簡など新出土史料に恵まれ、これらを活用できる秦漢時代のそれについての研究が、最も活況を呈している。これに比べれば唐宋時代にかかる新発見の史料は乏しく、唐宋時代刑罰制度の研究に従事する研究者は必ずしも多くはない。論者はこのような研究情況の中、従来から知られていた文献を徹底的に渉猟して関連史料を見つけ出し、それらの中に問題を丹念に読み込み、関連史料がそれぞれどのように繋がるのか明確に示した。これも本論文の特色であり、大きな成果である。また新発見の史料が乏しい中、2006年に北宋時代に編纂された「天聖令」が新発見史料として公開されるや、論者はただちに唐宋時代の流刑案件にかかる手続きを復元するためにこれを用いた。これは、これまで既存の文献に精通してきた論者にして始めてなしうるものであって、これがまた本論文の価値を高めている。

以下、本論文の意義についてさらに数点に絞り、より具体的に述べよう。

その第一は、唐代における流刑の淵源を探り、これを儒教理念との関係に求めたことである。論者によれば唐代の流刑に直接繋がる刑罰は北魏のそれである。それは「減死一等の刑」とされ、死刑に次ぐ重罪とされる点で従来にはないものであった。流刑が死刑に次ぐ重罪とされ、京師から僻遠の地へ追放する刑であるとされるに至ったの

は、儒教經典『尚書』舜典の記述に従ったからであった。北周になると流刑は五等級になり、二千五百里から四千五百里まで罪の輕重に従って皇畿（京師）から追放する距離で分けられるものとなる。論者によれば、これが唐代流刑の直接の淵源であった。しかし、流刑の等級は刑の執行段階において唐初より棚上げにされており、流人は特定の辺境州に配流されていたなど、現実は儒教經典に基づく理念と甚だ乖離したものであったとする（第一章、第三章）。

第二に、新発見の「明鈔本天聖令」所収の条文を参照して、地方における流刑案件の処理とその執行過程を制度的に解明し、さらに唐代では流刑の距離の起点は京師であったことを明確にした（第二章）。

第三には、「配役」と呼ぶ刑罰は宋代ではほとんど執行されなかった、というのがこれまでの有力な学説であったが、これを明確に否定したことである。宋代では刑罰の執行にあたっては「五刑」をそのままの形で科することなく、折杖法という読み替えをおこない、流刑であれば身体の脊の部分に杖刑を加えたのち「配役」していた。「配役」とはある地方に罪人を送り、そこで居作すなわち強制労働をさせる刑罰であるが、これまでの有力な学説によれば、宋代ではこれがほとんど執行されなかつたとされてきた。しかし論者は配役が実際に執行されていたことを史料によって確認した上で、おもに「廂軍」と呼ばれる雑役部隊に編入り労役に当たらせていましたことを明らかにした（第五章）。

このように、本論文は研究史上において数多くの高い意義を有するが、いくつかの問題も含まれる。その第一は、宋代における流罪としての配役、配流、配軍、編管などそれぞれについて詳細に論じたこと自体は大きな成果であるとはいえ、一方でそれらがいかに違った淵源を持つものであるかが論じられる部分はわかりにくい。あと少し説明の工夫が必要であったであろう。第二に、第二章において隋代の流刑制度は唐代の流刑制度と違うことを論じ、唐代では流人を州に留め置いて関係書類のみ都に送っていたのに対して、隋代では彼らを流刑地に送る前にまず都まで護送していた可能性が高いとするが、十分な説得力をいまだ備えていないことである。興味深い議論であるだけに、これを論証しうる有力な史料をさらに提示する必要があろう。

このようなわずかな問題はあるとはいえ、本論文が唐宋時代における流刑制度を全体として、また詳細に論じた点で画期的なものであることは疑いなく、その意義は高い。

以上審査したところにより、本論文は博士（文学）の論文として価値あるものと認められる。なお、2010年10月4日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事項について試問した結果、合格と認めた。